

### (3)講演記録

文部科学審議官 御手洗康氏

## 日本の教育改革 —中高一貫教育を中心に—

### 御手洗康氏プロフィール；

昭和21年2月16日生まれ。昭和44年文部省に入省。その後福岡県の教育長、大臣官房総務課長、高等教育局私学部長などを歴任。平成11年7月初等中等教育局長に就任。平成13年1月より文部科学審議官に就任。

経済界を含めて今の教育改革、これからの中学生も達の育成、大学大学院における人材の要請。などについて大変国民の関心が強くなっている。また、新しい学習指導要領が抱えている、自ら考える力、基礎基本的な知識や従来の学力、その上に新しく自ら考えて、そして、自らを律していく、そういう生きる力をつけていくという方向性についても大変なご理解をいただいている。お手元のレジメにはなく、その後の様々な動きの中で、新しい学習指導要領の実施を巡るいくつかの最近の動きについても、新しい学習指導要領を巡る論点として、いくつか付け加えてお話をていきたいと思っている。

### 1. 教育改革と中高一貫教育

最初に中高一貫教育を中心としての日本の教育改革というテーマから、中高一貫教育がいったいこの日本の教育改革、現在進めている教育改革の中でどういう位置づけを持っているか、この教育改革の経緯と中高一貫教育の経緯を重ね合わせて見てみたいと思う。

現在平成11年度に4校で発足致した、新しい中高一貫学校、これが今年度、平成13年度で51校になっている。来年度以降、現実に各教育委員会や私立学校等でご検討いただいているものがすでに30校とか40校という形で進んでいる。特にまた来年は、公立学校の動きがかなり加速している。

そもそも中高一貫教育、最初にこの理念が出てきたのは、遙か昔であり、私が文部科学省に入る前、昭和41年に中央教育審議会が後期中等教育の拡充整備という答申を出した。そして、その後46年、いわゆる今後における学校教育の総合的な拡充整備だと基本的な施策についてということで46答申と言われる答申を出

したわけである。この答申の全体的な国民的な評価は、多様化路線すなわち差別選別路線というきわめて明快な評価が固まつた。ここでの中等教育を含めて様々な多様な先導的な思考への着手というのは、研究段階で一応止まり。つまり当時まだ我が国が経済成長一途の時点で、こういった一つの大きな戦後教育の反省の芽は、出てきたけれども、それを社会的に実施する条件が整わなかった。その後現在の教育改革の出発点と言うべきものは、昭和59年から始まった、臨時教育審議会における3年間に非常に多方面にわたる様々な議論であったと思う。このときに中高一貫教育につきましても地方公共団体や学校法人などの判断によって6年制中等学校を設置できるようにすると、いう答申がでて、学校制度を全体として変えると言う考え方には取らない。それぞれの地域や学校設置者の判断によって多様な学校制度は取れるようになった、そういう仕組みを考えはどうかと、60年の1次答申の時にあった。これを受けて文部科学省は6年制中等学校の在り方についての課題をまとめ、昭和63年にできて、この時は、なかなか「ゴー」と言うところまでこの協力者会議の取りまとめはいっていない。そういう中で一つの地方からの動きが出てきた。これが宮崎県立の五ヶ瀬中学校・高等学校。宮崎県の九州山地を利用したフォレストピア宮崎県づくりという県政の中の一つの構想として平成3年にフォレストピア学びの森学校建設構想というものが打ち出される。ちょうど私は当時福岡県の教育庁に出ていて、その翌年、平成4年に文部省の財務課長に帰って参ったのでこの経緯を最初から見させていただいたわけである。当時県立の中学校ができるのかできないのかと言う議論も学校教育法上の議論としてあった。しかし明確に県立の中学校ができるないという法律上の規定はなかった。かつてだいぶ前ではあるけれども都立の高等学校も附属中学校というものが実在した時期もあった。

学校教育法を広く解釈をして新しい動きを認めていく動きがある、しかし、これを制度的に確保していく、支えていくということは非常に難しい、それ相応の地方・県の自助努力、覚悟はしていただきたい。現

行の確立された制度、あるいは地方財政当局との調整の中で、できるだけの個別の特例的な支援はしていると、こういうことで五ヶ瀬中学校・高等学校というのが制度化以前に新しいタイプの学校として走り出した経緯があります。

何故あえて一つの学校のことを取り上げたかというと、昨年の11月5日の読売新聞に公立の中高一貫校3年目の模索という記事があって、その一番最後に名大教育学部長の安彦忠彦先生のコメントが載っている。「6年一貫したカリキュラムの中で生徒の個性をはぐくみ自立への準備を促すことに中高一貫校の意義があり、地域性に応じた一貫校ができつつあり評価する」というコメントがあった。まさに中高一貫教育あるいは中等教育学校のこの制度化ということは、多様な制度的枠組みの中でそれぞれの地域や学校の自主性、創造性、創意工夫、こういうものをくみ取っていく。そのための制度化という具合に考えていく事をあえて五ヶ瀬中等学校を持ち出したわけである。

そして、その後新たに平成7年から始まった中央教育審議会、今回の学習指導の元になった「生きる力」を目指してと言う新しい教育目標、内容の方向性を示した中教審の21世紀を展望した我が国の教育の在り方について、この2次答申の中で中高一貫教育の導入について初めて文部科学省として明確な出発の号砲をならした。その際も中高一貫教育の導入に当たっては、選択の幅を広げる、子どもや保護者の選択の幅を広げる。そして学校制度の複線化の構造を進めるという観点から選択的な導入を行うことが適当である。そして自らの創意工夫によって特色ある教育を展開する裁量の範囲をそれぞれの地方公共団体や学校の設置者にできるだけ拡大をしていくそういう観点から作るべきである。こういう答申をいただいた。そして、学校教育法の改正に入っていく経過をとっているわけである。

## 2. 教育改革の基本理念と方向

### ○臨教審の教育改革の3つの原則

レジメにあるように翻ってこの動きと現在進められている教育改革の全体の方向性が、どういう関係に立っているか、少しお話をしていく。臨時教育審議会が昭和59年から61年に内閣直属で正規の審議会として発足をいたした。様々な議論があつたけれども。結論としてはこの審議会の基本的な教育改革の方向性はそこに挙げている、3つの原則に要約できると思う。

#### 個性重視の原則：

教育基本法の基本的な理念でもあるし教育の普遍的な理念もある。何故またこういった理念ができてきたか、原則が押さえられたか？結論的に

いえば、やはり戦後あるいは明治以来の日本の学校教育の一つの成功とその反面の弊害として画一化というものがあまりにも画一、一律制が強く出すぎている、今後の教育の発展を考えた時に、もっと個性化あるいは多様化という側面を重視する時期に差し掛かっている。

#### 生涯学習体系への移行：

明治、戦後の教育の発展の中で学校教育が子どもを育てていく中で、社会全体の機能の中で少し肥大化しきっているのではないか、その結果、偏差値偏重・受験競争、それが子ども達の様々な不登校・校内暴力というような負の側面・いじめと言うようなものを生み出しているのではないか。同時に家庭や地域社会の教育機能というものが社会全体として疎かになってきてはいないか。将来の少子高齢化という社会変化を見渡した場合に、或いは知識社会への到来。工業化社会から脱工業化社会へと…知識重視の社会へ…というような未来への変化を見渡した時に、20歳前半期までの、或いは18歳の時に大学に行けば後、なかなか大学で学ぶチャンスがない。と言うような単線型の画一的な学校教育制度というものだけでよいのか。将来を見渡し、再教育さまざまな文化的な活動、学習そういう事が様々な場面でできる、そういう新しい学習社会を作っていくと言うことが必要ではないかと思われる。こういった未来への新しい方向付けである。

#### 変化への対応：

とりわけ国際化と情報化であったと思われる。当時昭和60年の時期であるから、例えばインターネット社会、子ども達が携帯電話でEメールを送ると、…こういったような状況はとても想像できなかった。私どもも学校教育でコンピューターの整備をしていたけれども、平成7年の阪神淡路大震災の時まではインターネットと言えば大学のサイネット或いは大企業の国際的な情報のやり取り、そういう分野でなかなかそれが小学校や中学校・高等学校、家庭の中にまでそんなに急速に来るものなのだろうかと言う予測は、必ずしもついていなかった。或いは国際化の問題にしても、狂牛病の問題は別にしても、しいたけや、ねぎ、医療品まで含めて日常の台所生活のところまで激しい国際社会との交流が頻繁に行われるようになる。こういう時代は必ずしもまだこの当時予測できなかつたと思う。しかしながら、変化への予測を含めて、社会に対応できる教育の在り方、社会に対応できる子ども達というはどうやって育てるのか、三つの原則が大きな出発点となっている。

そしてこの結果様々な教育改革が進められたわけである。

### 3. 教育改革の進展

#### (1)教育の目標・内容の変革

例えばこの高等学校につきましては、単位制高校・総合学科という新しい学校づくりが各地で進められるようになった。教育内容についても、昭和55年に多様化・弾力化という大きな方向に踏み切ったわけであるけれども、なかなか、受験競争の過熱化というものが50年代進んで来たことは、現実である。これもなかなか難しい。あたらしい学力観を目指してということで小中高新たな教育目標をかけて、とりわけ高等学校については思い切った多様化・弾力化が平成元年の学習改訂の時にはかられたわけである。もちろんこの間大学入試や高校入試の改善もずいぶん行われた。そういう動きをさらに加速化していくと言う意味で平成7年から新たに発足した15期から16期の中教審の答申があるわけである。21世紀を展望した我が国の教育の在り方について、1次、2次の答申があった。そして平成11年には、幼稚期からの心の教育の在り方について、3次の答申があり、さらには今後の中央教育行政のありかたについて、全体の地方分権という大きな国の行政の流れの中で、教育行政を根本的に地方分権化していく方針を明確に打ち出す答申があり、さらに平成11年の11月には、初等中等教育と高等教育の接続の在り方について、大学入試の新たなる改善ととりわけ、幼少、小中、中高、高大という学校間の連携についての具体的な提言を行った答申である。こういった提言の内容については、全て基本的にはあららしい学習指導要領において集約されているので私が詳しく触れる必要はないかと思うが。こういった経過をたどりながら。平成12年の12月に新たに教育改革国民会議から17の提言が行われて、それに基づいて現在文部科学省は21世紀新生プランということで一つは分かる授業で基礎学力の向上をはかると同時にその上に自ら考え方課題を解決する力を育てていく教育を一層推進したい。

奉仕体験活動など積極的に推進することによって豊かな心を育ててゆく。そして、そのための学習環境の整備を計ると共にとりわけ地域や社会に信頼される学校づくりそして教師の指導力の向上。そしてもう一つ今日触れる余裕はないけれども、大学の構造改革である。教育改革といった場合にけっして初等中等教育だけの問題ではない。子ども達を育てるといった場合に大学の研究機能は別といたしても、今同世代の半分の子どもがそのまま高等学校を卒業

すると大学に行くと、そして今までの経験からしても大学の入学試験の或いは入学者選抜の基本的な考え方・在り方というものが現実の高等学校の教育の在り方を学習指導要領以上に多く規定をすると、こういった現実を見た場合に、教育改革というものは初等中等教育から大学までをセットにして進まないことに、決して成功しない。そういう意味で高大連携を一つの大きなテーマにこの名古屋大学の附属中学校高等学校、この教育実践の場で中高一貫の教育が行われていると言うことは、こういった教育改革全体の流れを具体的に見ていただく私は格好の場所ではないかと思う。そういう意味でも午前中の公開授業を自分で見られなかったことをつくづく残念でならない。

教育改革の進展ということでいくつか、分析的に示しておいた。今私が申した生きる力とか考える力とか、そういうことを目指してこう申しても、これもまた、キャッチフレーズ的である。具体的にそれぞれの学校現場の中で取り組んでおられる様々な活動を見ていただくとそこにあるように、教育の目標・内容の変革ということは進んでいる。

#### (2)指導方法等の改革

指導方法の改革というものが無いことには学習指導要領は単なる絵に描いた餅である。とりわけ、このチームティーチング、習熟度別指導の推進。これは、平成4年から始まった前の定数改善計画そして、新しく今年から始まった定数改善計画である。これは前回が1万6千。今回が2万7千。70万人近い教職員が小中学校でいるけれども、こういった教員を学校の創意工夫によって各都道府県や市町村教育委員会が配置できるようにしようという考え方である。もちろん40人学級を20人学級、30人学級にしてくれという声が現場にある。大変強い希望としてあるということを私どもも十分承知している。しかし現実に40人の学級と20人の学級、10人の学級というのはこの日本の小中学校3万5千の中にたくさんあるわけである。それが本当に実際にそういった形だけで評価できるか、つまり教育の実践が伴つて初めて成果が現れてくるわけである。そういう意味で、一律に国が学級編成を決めるという、そのことだけに頼ったやり方ではなくて、それを一つの最低の基準としてその上で学校の創意工夫で教員をある程度自由に配置できる。そういう考え方で様々な指導形態を取ってもらってはどうか。従って少人数指導といい、チームティーチングといいこれは一定の決まった形が教育政策上あるわけではない。定数はどういう形で使われても結構である。ようは

どれが一番いいかということは学校現場で創意工夫をして決めていただく。こういう考え方で例えば定数改善計画は行っている。

### (3)学校教育制度の改革

これについては先程の中等教育学校或いは単位制学校、そういう動きが徐々に進んできているがもう一つ大学の入学資格或いは大検の受験資格中学校卒業の認定試験の受験資格、こういったものも今は全く制約がなくなっている。高等学校の入学者選抜についても中等教育学校を作った際に制度を改めて中高連携型の中等教育学校などの場合のように特別の学校の必要性があればこれまでのよう学力調査あるいは少なくとも調査書は用いてやれというような制約を取った。原則・例外・特例というような形で本当に教育的に必要があるものについてはいわゆる高等学校の入学者の選抜というのもまったく現場の裁量によって自由にやっていただく。

### (4)学校の改革

開かれた学校づくり外部人材の活用と校長の登用資格これは現場にはいろいろなご意見もあるが、学校の経営の問題、教育指導の問題これを絶対不可分のものとこういう具合に考えることで、本当に全てが解決できるのかと。現に私立学校では免許を持たなくても校長になれるという規定がずっと続いてきて、そして現実に私立の中学校高等学校ではそういう方々が校長として学校の経営と教育指導の責任に当たっておられる。あればこれも原則例外というようなことで免許状を持ってない方でも、公立学校においても地方の任命権者、都道府県教育委員会や指定都市の教育委員会の判断で、責任でもって発令できるという形にするということもそれなりに意味があるんじゃないかな。私も早速ついこの間であるけれども、広島県の小学校と中学校に行って参った。地元の立派な会社が大きなリストラという変革期の中で大変優秀な方々をいろんな所へ出していく。という動きの中で非常に立派で教育の熱心な方々が来ていただいている。こういった方々が来ていただくことによって、私ども教育界の者も学ぶものも随分ある。と同時にといった民間の方々が来ていただくことによって本当に学校の教育活動というものを企業の方々や普通のお父さんお母さん方に、つまり昔の仲間がそこへ行って自分で経験した子ども達の実態、教師の仕事ぶり、学校経営の難しさ、こういったものを直接伝えてくれる。学校の理解がそういった方々によって深まっていく、こういった効果も大変大きいものがあるな、こういう気が致した。

### (5)教育行政の改革

学校の改革の問題では、教育の地方分権の問題と学校の自主性自立性の確立ことがある。先程定数の問題で申し上げたけれども、例えば教育長の任命・承認というものは教育学を学んだ方であれば、必ず地方教育行政制度の大きな一つの仕組みとしてご記憶があろうかと思うけれども、これも平成11年の改正の中で文部大臣が都道府県や指定都市の教育長の任命を承認するということによって初めて任命の効果が生じる。或いは都道府県の教育委員会が市町村の教育長の任命を承認するということによって初めて教育長の職務が遂行できる。こういった教育行政の大変大きな国と地方の関係を思い切って改めた訳である。と同時に文部科学省や或いは都道府県教育委員会の所謂指導助言これも地教行法の規定を改めてその性格を明確に致した。要するに従うものべきは法令だけである。法律省令或いは文部省の学習指導要領に定められた基本的な基準、そこできちっと守れと書かれている部分。これが基本的に地方や学校が従わなければならない国の基準である。文部科学省や都道府県教育委員会もちろんそれが法律に違反しているということであればそいつた見解ははっきり示す。そして、それに基づいた指導も致す。が、多くのものは、例えば手引書を出して或いは様々な通知通達を出して、こういった指導助言と言うものは、これは、受け入れるか入れないか、法律的な性格は受け手の責任である。受け止め方いかんである。こういう事をはっきりさせるために、文部科学省や都道府県教育委員会が指導助言を行いうものとする、というような堅い規定を改めて、行うことができる。とごく普通の規定に致した。私どもも義務的に指導助言を行うというようなくびきから実は解放されたわけである。私どもは私どもの責任で必要な指導助言はいたす。指導助言に従う義務、有りや無しやと言わわれれば、義務はない。しかし、自己の責任で法令の規定というものは遵守していかなくてはいけない。そういうような考え方を明確にするというためにあえて法律の規定を改正する、と言うようなことも行っている。

### (6)家庭・地域・社会の教育機能の見直し

地域と学校との関係で、名古屋大学が100人以上のスクールボランティアを作っていたいっている。これは、学校ボランティアという形で非常に先進的な学校では大変大きな勢いで進んできている。先だっての経済同友会も経済同友会という組織だけで100人の経営者の方々が昨年1年間中学校・高等学校で子ども達に教えてくださった。こういう活動をして

いる。そういう意味での社会の様々な分野で、青年会議所も行っている。或いは、それぞれの地域で行っている。学校が組織することもあれば、教育委員会が組織することもあれば、地域の様々な団体がボランティアで学校に協力し関わってくれている。そういう動きは非常に大きく広がっている。これは、文部科学省の大きな課題として教育改革国民会議の提言を受けて、奉仕活動や体験活動を小中学校・高等学校・大学そして社会全体を通じて、どういう仕組みで根付かしていくかという審議を今、中教審でやっているし、そのための様々な予算的な政策も実施をしているけれども、こういった奉仕活動・体験活動、子ども達自身が参加するだけではなくて、そういう子も達を地域の大人が受け入れて一緒に大人と子どもが地域の活動として参加している。或いは、学校の活動として地域の活動に参加をしていく。こういったことを含めて、もう一度地域の中における学校づくり、そういう意味での本当に開かれた学校づくり、と言うような方向に、着実に私は進んでいると思っている。そのためにも学校自身が、自主性自立性を確立して自ら責任をもって地域との関係も含め教育活動の創造的な工夫も含めて責任を持って行うことができるよう、学校運営のしくみと、これが今学校で様々なこういった教育改革の理想を実現していく上での具体的な条件整備として大きな課題となっているのではないか、そういう意味で学校改革というのは、これから残された教育改革の大変大きな課題ではないかと、思って、その取り組みを何とか支援をしていきたいなと、こう思っているところである。

#### 4. 教育改革と中高一貫教育の具体的な問題

##### (1) 中高一貫教育と中等教育学校の意義

これについてはここにお集まりの先生方は、私が申し上げるまでもないと思うし、今日の先程の基調報告あるいは教育実践の中で十分お読み取りいただいたことと思う。そこにあるように、私は今いくつかの視点から教育改革の進展状況について、簡単に触れてみたけれども、中高一貫教育・中等教育学校がこういった教育目標・内容あるいは指導方法の改革そして学校教育制度の改革これはまさにいちばん分かり易い部分であるけれども、教育の地方分権これも先程安彦学部長のコメントを引きながら触れさせていただいた。そして学校改革の視点、教育改革の要素というのはこの中高一貫教育の中で現実に、大変分かり易い形で集約し実践されていると、いうことを申し上げたい。用は教育改革の一つ一つの試みというのは、一つ一つでは成功は致さない。様々

な要素をそれぞれの学校の中でプライオリティーをつけて学校経営の目標をはっきりさせながら、実践をしていっていただきたい。例えば中高一貫学校と単位制学校・総合学科これはまったく矛盾する物ではない。そういう意味で中高一貫教育のこれから課題と致して、地域の実情に応じた多様な発展これを期待したい。画一的な学校制度を多様な子ども達の選択の範囲を広げていくということのために、作っていく制度であるから、それぞれの地域や学校が本当にこの制度の中で良い物を作っていただきたい。

##### (2) 中高一貫教育の現状と課題

特に、本校みたいな大学附属の学校に特にお願いをしたいのは、教育内容の6年一貫性の問題である。小学校から高等学校まで義務教育と義務教育後の学校という違いはあるが、或いは、幼稚園から高等学校まではほとんど全ての子どもが、12年間或いは、14年間通して学校に来るという時代であるから、この一貫性の課題というのは、今までその時々の学習指導要領改善の大きな課題であったけれども、文部科学省は、このために新しく国立教育政策研究所、旧国研の中に教育課程研究センターを作った。文部省の初等中等教育局の調査官、この本籍をこのカリキュラムセンターに移したわけである。そして行政の仕事は、兼任でやっていただく。この行政改革の時代であるから、新しい組織は作らない。カリキュラムセンターの中で新しい学力調査の結果等も集約しながら、継続的に次の学習指導要領の改善に向かってやっていただくための組織を準備をし今そのための準備をしている。とりわけ中等教育学校では、やはり制度が先行した、その中身を作るのはこれから、ということだった。ソフト面では、まさに総合大学として物理や化学や自然科学あるいは社会科学或いは人文科学まで持っているこのリソースを最大限利用していただき、是非、それぞれの教科の基礎基本まで及ぶような研究がしていただければ大変ありがたいと思うわけである。学校運営の一貫性の問題は、本校の場合は併設校であるけれど、校長は一人であるから意志決定は一つ。しかし、中学校と高等学校の職員会議なり運営組織というものはどうなっているのであろうか?或いは多くの公立学校で模索している、地域連携型のいくつかの中学校と高等学校、こういった学校運営の問題というのはカリキュラムの準備をしていく指導体制を組んでいくとこういった問題の中で今の制度の枠組みを越えた、実体上の機能的な組織運営の在り方という物が実践上非常に大きな課題になっていくと思う。是非そ

ういった良い実践事例を積み重ねていただいて私どももまたそれを勉強させていただきながら新しい学校運営の在り方を作っていくかなければならない。こういった部分が中等教育学校を含めて中高一貫教育の制度上の私どもにとって大変大きな課題であるし、それぞれの学校の中の実践の中で、新しい物を私どももくみ取って、そして整理をしていきたい。

## 5. 学習指導要領を巡るいくつかの論点について

最後に、学力低下論が非常にマスコミや大学の先生方からやかましく言われていて、新しい学習指導要領の元では授業も時間も減り、或いは基礎的な基本的な自校の教育の内容も減っていく。或いは、総合的学習というような、まだ、それほど定着していない学習に相当多くの時間をとられるということで、学力が低下しないのか。こういう懸念が生まれてきている。これは率直に懸念として私どもは受け止めなきやいけないと思う。そういった意味で先程遠山文部科学大臣が学びのすすめということで学習指導要領の基本的な目標、あるいは、ねらいと言う物をしっかりと押された上で、そういった懸念に答える教育実践を是非お願いをしたい。この事につきるわけであるけれども、こういった主旨のアピールをさせていただいた。学力低下論は今言ったことにつきるとは思うけれども、いくつか混乱がある。一つは、分数計算もできない、小数計算もできない大学生と、…こういった形で主として大学の先生方から提起された問題、これは問題の指摘が間違っていると思う。子ども達の学力、こういった分数計算小数計算の基本的な学力というのは、国際教育比較調査、最近いくつか出ているけれども、こういった物を見ても、日本の子ども達は国際的に見てけっしてこういった知識理解技能という基礎基本では、全く劣っていない。ならばその問題は、大学教育に大きな支障があるということであれば、それは入学試験の在り方、或いはどういった学生をとっていくかという大学の学生選抜の基本的理念に関わって大学の中で是非解決をしていただきたい。こういう課題であろうと思う。しかしながら、一方で指導要領実施の問題、様々な疑念がある。そういった中でこの疑念をどうして解していくかと、いうことであるけれども。私はこれはまさに学校の教育の実践、皆様方がこれからやろうとしている新しい学習者に基づいた教育の実践を全ての国民の皆様方、お父さんお母さん含めていつでも見えていただきしてそれを元に具体的なご意見をいただき、そして、ご理解をいただくそういう努力をしていくこういった開かれた学校づくり、その前提として、全ての授業を全ての学校でいつでも見せていただく。現実の問題は別物としてそういう考え方で責任

を持って授業実践をしていただく、この構えを持つつつ地域の皆様方の理解を得ていく。これが一番大事ではないか。こういった意味で様々な方が様々な関心を寄せているので、学校の中にも来ていたり、授業や総合的学習のお手伝いもしていただき、子ども達を外に出して、子ども達の現実の活動する姿これをしっかり見ていただければ17歳問題とか14歳問題という形でマスコミ報道を通じて形成されるような子ども達の実像虚像というか、学校の実体という物はおいおいと払拭していくのではないかと思う。この点に関連いたして、学習指導要領の問題について、これまた最近いくつか混乱をしているようであるので、先程の法律の基準と…これは絶対守ってもらわなくてはいけない、これから先は指導助言の話しであるからそれぞれ主体性を持って責任を持って取捨選択をしてくれば、いいんだと、その代わり責任はそれぞれの学校や地方の責任において持っていたり。と、こういった行政の在り方はきわめて大事だと申し上げたが、こういった意味で学習指導要領の最低基準性ということを文部科学省が突然言い始めたと言うことで、多少、混乱をさせている向きもあるので、そのことについて、一言ご説明をしておく責任があると思っている。これは、学習指導要領、やはりこれも見る場合に、簡単に言えば3つの側面で見ていただきたい。一つは法的な意味での最低基準であること、これは最低基準性といわれている。同時にごく普通に常識的に今まで皆様の頭の中にあった、1学年の10歳なら10歳の3年生の子どもの発達段階に応じて各教科を系統的に配列していく。一つのスタンダードとしてフィクションであるけれど120万の3年生の一つのスタンダードとして作っていく。こういった意味での標準的な内容と言う意味での学習指導要領本来の教育的な性格。それから、評価の問題はあるけれども、やはり到達度評価ということを念頭に置いた場合に評価の基準としてこれはやはり学習指導要領が3年生なら3年生ということでここまでと言う標準を決めている以上これは一つの、全てとは言わないけれども、一つの、或いは、教育課程実践の基本的な評価の基準になる。そういう意味では到達目標、ことばは誤解するかもしれないけれども、ある意味では最高基準、最低標準最高と、端的に言ってみればこの3つの性格をそれ自体が持っている。そして文部科学省はある日突然のようにこの最低基準だとこう言ったというわけではない。昭和33年に学習指導要領を今までのまさに指導の手引きから法令的な文部省の告示として定めたときから学習指導要領の示す各教科、道徳、特別活動の内容という具体的な事項に関する事項は、特に示す場合をのぞきいずれの学校においても取り扱わなければならない。この文

言はてにおはをのぞいて昭和33年からこれまでの数次の学習指導要領改善を経て一言一句変わっていない。

この事をもう一回再確認していただきたい。ということを申し上げているだけである。そして学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することもできる。これもてにおはをのぞいて一言一句変わっていない。要は学習指導要領というものの、国の基準としての性格という物をもう一回きちっと押させていただきて、その上に創意工夫、或いは教科書も今回はかなり最低基準という形で統一して検定をさせていただいたけれども、この上にどういう教材を用意をし、どういう教育活動をしていくか。これは先生方日常ごく当然のこととしてやっていることである。そういうことをもう一回、じっくりみんなで共通理解をして、その上で基礎基本の徹底という…これも昭和33年の学習指導以来数次の学習指導改訂のための一つの外れたことのない基本的な指導要領改善の目標である。不变の部分である。その上に自ら課題を見つけ自ら考えて解決をしていくと、そういう新しい力を付け加えていくとこういった学習指導要領の…今回の大きなねらいを実現するために、この基礎基本の徹底と、言ってみれば考える力或いは、高等教育を含めて、課題解決能力というものを、不毛な二分路の対立の中に、置き去りにするのではなくて、体系的に押させていく。そして個性を…一人一人の個性を伸ばすための指導法方法の改善。或いは、学校の教育課程の改善を図っていただくというためにも、大変大事な作業である。そういう意味で説明の仕方が足りないと言うおしかりはあろうかと思うけれども、この問題につきましてはもう一度皆さんでそういった流れの中で捉えていただければありがたいと思っている。そして最後にやはり、基礎基本の徹底とそしてその上に自ら考えさらには自らを律し豊かな心を持つこういった、真の学力、確かな学力と豊かな心を繋いでいく為にも私は考える力と言ることは非常に大事な学力或いはこれからの中の目標だと思う。基礎基本だけではなかなか、現実の日常の生活、或いは社会の問題には子どもは結びつかない。或いは、奉仕体験活動、自然体験・ボランティア活動も含めて社会に子ども達が入っていくことによって、社会の課題を見つけだしていく。そしてそれをじぶんなりに、考えてくる。そして、基礎的基本的な教科で学んだ技能や知識を総動員して自分で考えて組み立てて、そして発表していく、総合的な学習の時間がまさに典型ではあるけれど各教科においても或いは体験活動・ボランティア活動においてもこういった教育的な活動というものは常に意識的に行われている。そういう活動を通じて子ども達は、本当に豊かな感性、或いは、倫理観・社会性と言

うものを結びつけて行くことになると思うし、こういった意味でも、基礎基本から考える力或いは課題解決能力というような学習指導の基本的な考え方というものに、是非大きな目標としてこれから実践をしていただくことを心から期待をしている。最後にそのためにもやはり自らの教育活動を評価する、この事は非常に大事になる。評価の問題は教育課程審議会で初めてこういった基礎基本と自ら考える力というものを結びつけるために議論をし、答申を出させていただきそしてそれにもとづいて、新しい指導要録のモデルもお示しいたした。と同時に学力の実態調査ということで、今年度、小中学生50万人規模で限られた教科であるけれども、着手をさせていただいた。もちろん各学校で先生方が自らの教育実践に基づいて子ども達を評価していく、この子どもの評価ということが大事であるし、そしてその全国的な状況を見ると、学習指導要領のどこが問題なのか或いは学習指導に問題があるのでなく、指導や体制に問題があるのか、そういうことを見ていくためにも、文部科学省、先程申し上げた、教育課程センターを中心にして、今後全ての教科に渡って様々な手法を工夫しながら、系統的に継続的にこの評価の授業、全国的な規模で行ってまいりたいと思っているが、子ども達の評価と同時にやはり、教師が自らの教育実践の自分のために評価をする。そして、子どもと教師の評価の相対としての学校の評価、自己点検評価、学校運営全般に及ぶけれども、教育活動の自己点検自己評価、これを学校全体としてやっていただく。こういった評価というのはとかくこれまでには子どもの評価に目が向かがちだったかもしれない。或いは、学校経営の評価と言うことで学校経営だけで評価活動が多かったかもしれないけれども、子どもの活動と教師の教育活動とそして、学校の教育活動全体の評価と、そして、それぞれの地域の教育行政、或いは、私ども文部科学省含めて、国全体としての教育行政、こういったものを、全体的に評価していく、こういった活動の中からしっかりと新しいこれからの我が国の教育のための議論を展開していく、そういう作業にも私ども全力をあげて取り組んでいきたいと思う。

（注：御手洗先生の講演については、記録テープを、研究部で文章におこして編集したものである。）